

伝統中国における禁武政策と民間武術の法的基盤

——武器に関する禁令に着目して

池本淳一

1. はじめに——中国武術の技術的・法的基盤としての武器術

近年、科研費研究課題「近・現代東アジア武術の技法と思想の変容に関する国際比較：武術原理論の視点から」（2015～2019年度、基盤研究（B））では、武道・武術の武術性を「戦闘あるいは日常場面でのあらゆる攻撃に対応する技術性」と定義した上で、東アジアにおける武道・武術の近代化経験とその地域的差異に関する研究が進められてきた。

筆者も研究分担者として中国武術の武術性について研究してきたが、現在、着目しているのが中国の伝統武器である。中国武術には徒手術のみならず、刀・槍・劍・棍をはじめとした多彩な武器術が伝承されており、その武術性の全容解明には武器術に関する考察が不可欠である。また中には槍の技術から徒手の技術が編み出されたと伝える武術門派もあり[松田 1983]、武器術が徒手術の技術的母体の一つであった様子がうかがえる。それゆえ中国武術における武術性の全容とその技術的起源を明らかにする上で、伝統武器の技術と歴史に対する研究が求められるのである。

幸い、中国の伝統武器に関しては、豊富な先行研究が存在している。一例を挙げると、古代の武器に関する考古学的研究[林 1972][楊 1985]や、武術史の視点から各時代を代表する武器について考察した中国武術史[笠尾 2019][国家体委武術研究院編纂 1996][林 2015]、さらに個々の武器に関する歴史や形状、歴史上・文学上のエピソードや一般的な使用法を解説した兵器史や武器研究[周 2015][篠田 1992][蔣 2007][裴・韓・江 1999][張 1996][伯 2011][金 2016][学習研究社 1999a、1999b、2006]等々がある。

これらの先行研究からは中国の伝統武器の歴史と武器術の豊富さを確認できるものの、個々の武器術に関する具体的な解説は乏しい。そこで筆者は武術専門雑誌『月刊秘伝』誌上において、2019年9月号から現在まで、台湾の青島武術館・道生中国兵器博物館の協力のもと、筆者による武器の歴史・形状解説と青島武術館館長・林昌湘老師による技術解説を織り交ぜた「中国伝統武器の手触り」と題する記事を通じて、武器術の技術性に関する研究を進めている。

加えて、これらの先行研究では、軍隊内における軍器（軍用兵器）としての武器の変遷や民間における武器術の流行について知ることが出来る。しかし非戦闘員である民間人が軍器としての武器をそもそもなぜ所持し、訓練していたのか、については十分な考察が加えられていない。たとえば中国武術史では元朝の禁武政策や清朝における民間武術の黙認[国家体委武術研究院編纂 1996][林 2015]が指摘され、考古学的研究や兵器史、武器研究ではたとえば篠田[1992]のように「武器の所持と法律」[篠田 1992:104]の関係について言及したのものもあるものの、それらの法的基盤となった民間人における武器所持に関する各種の法令について、詳細に検討したものは見当たらない。

しかしこの民間人における武器の所持と訓練、そしてそれらを許可した各時代における禁武政策について明らかにすることは、中国武術とその武術性の根源を問い直す上で重要である。たとえば従来、空手は禁武政策により武器を取り上げられた人々が編み出した、という起源説が流布していた。しかし近年、薩

摩藩の武具統制令〔麻生 2007〕や琉球王国時代の禁武政策〔ビットマン 2014、2018〕に関する歴史研究を通じて、その禁武政策の実在性や実効性が再考された結果、空手の起源説そのものが問い直されつつある。同様に中国武術においても禁武政策の詳細を明らかにすることで、中国武術の歴史的・技術的な起源への再考が可能となり、さらにその武術性についてより歴史的・原理的な視点から問い直すことが期待されるのである。

そこで本論では、唐宋、元、明清の三つの時代における武器の私有や私造、売却など、武器に関する禁令を検討していくことで、民間人の武装を可能にさせた法的基盤と禁武政策の基本方針を明らかにしていくこととした。

2. 唐宋時代の禁武政策——軍用武具の禁止と民用武具の容認

各王朝における禁武政策を見ていく準備として、まずは伝統的な中国の五刑とその量刑について確認していこう。

表 1 は唐律における五刑とその量刑を表にし、そこに後述する禁令の量刑を書き込んだものである。唐律では笞刑、杖刑、徒刑、流刑、死刑の五刑を基本とし、刑ごとに段階的な量刑が定められていた。笞刑・杖刑は全長約 105cm のしなる棒で受刑者の腿や尻、背などを打つ刑罰であり、その棒の直径は、笞刑では先端が約 4.5mm で持ち手の部分が約 6mm、杖刑では先端が約 5mm で持ち手の部分が約 7mm であったという〔律令研究会 1979:23～26〕。徒刑は鉄または木製の首かせをはめられた上で、男性には主に土木や建築などの労働を、女性には裁縫などの雑務を科す懲役刑である〔律令研究会 1979:26～27〕。流刑は遠隔地へ強制移住させた上で、一年間の労役を科すものである〔律令研究会 1979:142～146〕。そして死刑には縛り首（絞）と、より重罪に科される首切り（斬）があった〔律令研究会 1979:27～29、142～146〕。

笞刑	10 回	20 回	30 回	40 回	50 回
杖刑	60 回	70 回	80 回 【旌旗・幡幟・儀杖】	90 回	100 回 【未完成の甲・弩の私有】
徒刑	1 年	1 年半 【矛・稍】	2 年	2 年半 【弩一張】	3 年 【未完成の甲二領以上または弩五張以上】
流刑	二千里 【甲一領】 【弩三張】	二千五百里	三千里		
死刑	絞 【甲三領】 【弩五張】	斬			

表 1 唐律における五刑とその量刑

律令研究会〔1979:23～32〕を元に筆者作成

それでは武器に関する禁令を確認していこう。禁武政策に関するもっとも古くかつ体系的な法令は、唐

律にある以下の「私有禁兵器」であるが、本論では唐律に関する注釈書である『唐律疏議』第十六卷・擅興に掲載の「私有禁兵器」及びその疏（注釈）や註、問答も含めて検討していく¹⁾。

私有禁兵器

禁兵器を私有する者は、徒一年半。（弓箭刀楯短矛に非ざる者を謂ふ。）

疏議して曰く、禁兵器を私有すとは、謂ふところは、甲弩矛稍具装等令に依り、私家の有するに合せず。若し矛稍を有さば各と徒一年半。註云ふ。弓箭刀楯短矛に非ざる者を謂ふと。此れ上の五事は私家の有を聴す。其れ旌旗幡幟及び儀仗は、並びに私家輒ち有するを得ず。違ふ者は、不応為重きに從ひ杖八十。[律令研究会 1987:46]

この冒頭部分からは、唐代で私有が禁じられたのは、兵士用の甲（鎧）、馬用の具装（馬鎧）、歩兵の主力兵器である弩、騎兵の主力兵器である稍（穂先の細い、馬上で用いる長槍[国家体委武術研究院編纂 1996:108]）、歩兵・騎兵の基本装備である矛（古代の槍）、そして部隊運営に用いる旌旗・幡幟（旗と幟^{のぼり}）や儀礼用の武具である儀仗といった、主に軍隊で使用される、軍用の武具であったことがわかる。一方、弓箭・刀・楯・短矛といった武具は禁じられていなかったことから、それらは民間での私有が容認されていた民用の武具であったことも確認できる。

なお以降の禁令においても「劍」についての言及はないが、これは当時すでに軍隊における主要な短兵器（短い片手用の武器）が劍から刀へと移行し、劍が戦場から姿を消した結果、「逆に軍隊で使用されなくなったために民間で所持が禁止された武器になら」[篠田 1992:35] なかったためであろう。なお軍用武具から除外された劍は、以降は民間人、特に文化人や道士に愛される優美な武器として伝承され続け、中国武術でもっとも長い歴史を持つ武器となった[国家体委武術研究院編纂 1996][林 2015][篠田 1992:35]。

この冒頭部分に続く以下の律と疏では、甲と弩に関する補足説明が行われている。

弩一張には二等を加へ、甲一領及び弩三張には流二千里、甲三領及び弩五張には絞。私造する者には、各と一等を加ふ。（甲、謂ふところは皮鉄は^{ひとしく}等、具装は甲と向じ。即ち闕遺のものを得、三十日を過ぎて官に送らざる者は、私有の法に同じ。）

疏議して曰く、弩一張には二等を加ふ。謂ふところは、禁兵器を私有する罪に二等を加へ、徒一年半に合するなり。甲一領及び弩三張には流二千里。甲を有し弩を有さば、各と此の罪を得。甲三領及び弩五張には絞。亦甲弩数に準じ、各と絞罪を得。私造する者には各と一等を加ふ。謂ふところは、甲弩及び禁兵器を私造せば、各と私有の罪に一等を加ふ。[律令研究会 1987:46~47]

この律・疏からは、弩の私有の量刑は他の軍用武具よりも重く、一張で（徒一年半に二等を加えた）徒二年半、三張で二千里の流刑、五張で絞首刑に科されたことがわかる。そして革製・鉄製問わず、甲や具装を私有した場合は一領で二千里の流刑、三領で絞首刑とされ、弩よりもさらに重い罪となった。また「闕遺のもの」、すなわち拾得した軍用の武具は30日以内に官に提出しなければ、私有の罪に問われたこともわかる²⁾。

またこの法令では「甲弩及び禁兵器」の私造の罪についても言及されているが、各時代の役職や部署を整理した『歴代官職表』巻四十一、内務府武備院表[歴代官職表 1969:1111~1135]を確認すると、漢代か

ら唐代までは武庫令、宋代では軍器監、元では武備寺、明では軍器局や兵仗局、そして清では武備院などの役職や機関が武器の生産や管理を担っており、武器の生産は公のものとされていたことがわかる。それゆえ民間人の私造は認められていなかったために、私造した者には私有の罪が科せられた上に、その量刑にさらに一等加わるとされたのであろう。

またこの甲と弩の私有については、さらに以下の問答が付け加えられている。

問曰ふ。甲三領及び弩五張を私有せば、律文に準依し、各と絞に処するに合す。人有り甲二領並びに弩四張を私有せば、何罪に処せんと欲するか。

答曰ふ。甲を蓄へ弩を畜へば各と罪名立つ。既に一事に非ざれば併満すべからず。名例律に依り、其の応に罪に入るべきは、軽きを挙げて以て重きを明らかにす。甲を有するは罪重く、弩を有するは坐軽し。既に弩四張を有さば、已に流罪に合す。一を加へ五（張）に満たば即ち死刑に至る。況や甲二領を加へなば、明らかに絞に処するに合す。弩四張を私有し甲一領を加へなば、亦死刑に合す。[律令研究会 1987:47]

この問答は、弩四張の私有で流刑（量刑が二千五百里か三千里かは不明）となるが、さらに甲を一～二領私有している場合は死刑となるという、量刑の計算法について解説したものであるが、注目すべきは、「甲を有するは罪重く、弩を有するは坐軽し」と、弩と甲では甲の私有の方が罪が重い、と明言されている点である。それゆえこの問答からは、軍用武具の私有でもっとも重罪となるのは甲であったことが確認できる。

そして最後の律は、未完成品の武具の私有に関するものである。

造るも未だ成らざる者には、二等を減ず。即ち甲弩を私有するも全成に非ざる者には、杖一百。余の全成に非ざる者は論ずる勿れ。

疏議して曰く、造るも未だ成らざる者とは、謂ふところは、上の禁兵器よ従り以下、未だ成らざる者。

各と私造の罪に二等を減ず。甲三領・弩五張以上と謂ふは、縦更もしに多くを有するも、各と徒三年に

処するに止む。即ち甲弩を私有し全成に非ざる者とは、着用たに堪へざるを謂ふ。又私造に非ざれば杖一百。余の全成に非ざる者は論ずる勿れとは、謂ふところは、甲弩の外、有する所の禁兵器にして、全成に非ざる者は、皆坐せざるなり。既に是れ禁兵器なれば、罪に合せずと雖も、亦須らく官に塗るべし。[律令研究会 1987:48]

この律と疏からは「造るも未だ成らざる者」、すなわち軍用武具を製造しようとしたものの、それが未完成だった場合には、私造の量刑が二等減じられたことがわかる。また未完成品を私有していたが、それが私造したものでなかった場合、甲・弩であれば杖 100 が科されたものの、他の武具では罪に問われなかった。ただしそれらが軍用武具だった場合は、官に提出しなければならなかったこともわかる。

以上、これらの禁令からは、唐代では弓箭・刀・楯・短矛が民用武具として私有が認められた一方で、矛・稍、甲・弩、旌旗・幡幟・儀仗が軍用武具として私有が禁じられ、特に甲と弩の私有は厳罰であったことが確認できた。なお続く宋代は唐律を継承し、宋代の刑法典である『宋刑統』にもほぼ同文の「私有

禁兵器」の律が見られるため〔宋〕竇、岳 2015:225～226〕、武器を軍用・民用に分けた上での禁武政策が、唐宋代を通じて採用されていたと言えるだろう。

3. 元代の禁武政策——異民族に対する徹底した武装解除

では続いて元朝の禁令を見ていこう。まずは元代の刑罰から見ていこう。表2は元の五刑とその量刑を表にし、そこに後述する禁令の量刑を書き込んだものである。なお徒刑に「杖～回」とあるのは、元代の徒刑は「所定の杖数を加えてのち、所定の金銀銅鉄冶・屯田・堤岸・橋道に身柄を送り、鑿をはめて強制労働をさせた」〔梅原編 2003:9〕ためである。その他、刑罰の詳細については梅原編〔2003:9〕を参照のこと。

答刑	7回	17回	27回	37回 【実用不能の甲】	47回	57回 【実用不能の鎗・刀・弩】 【副を成さない弓箭】
杖刑		67回	77回	87回	97回	107回
徒刑		一年/杖67回 【未完成の甲(答57回)】	一年半/杖77回	二年/杖87回 【鎗・刀・弩・弓箭一～四つ(杖77回)】	二年半/杖97回	三年/杖107回 【鎗・刀・弩・弓箭五～九つ(杖97回)】
流刑		遼陽	湖広	迤北		
死刑		斬	陵遲処死	【甲一領】 【鎗・刀・弩・弓箭十以上】		

表2 元の五刑とその量刑

梅原編〔2003:8～9〕を元に筆者作成

では元代の禁令を見ていこう。『元史』巻一百五、志第五十三、刑法四（以下『元史』）にはさまざまな禁令が掲載されているが、そこには唐宋代の「私有禁兵器」に相当する以下の禁令が確認できる³⁾。

諸て、①私に甲を蔵し、全副なる者は、死に処す。副を成さざる者は、答五十七・徒一年。零散の甲片、穿繫して敵を禦するに堪えざる者は、答三十七。②鎗若しくは刀若しくは弩、十件を私有する者は、死に処す。五件以上、杖九十七・徒三年。四件以下、七十七・徒二年。使用に堪えざれば、答五十七。③弓箭、十副を私有する者は、死に処す。五副以上、杖九十七・徒三年。四副以下、七十七・徒二年。副を成さざれば、答五十七（凡そ弓一、箭三十、一副と為す）。〔梅原編 2003:281〕

この禁令を確認すると、唐宋でも鎧の私有は一領で流刑、三領で絞首刑と重罪だったが、元では「全副」の鎧——兜や籠手等がすべて揃ったフルセットの鎧一式であろう——を一領私有しただけで死刑（量刑は

不明。元の死刑については梅原編[2003:9]の解説も参照)とされ、「副を成さざる者」——未完成品や不揃いの鎧であろう——の私有であっても笞 57 と徒一年に、「零散の甲片、穿繫して敵を禦するに堪えざる者」——各部位を繋ぎ合わせていない、実用に堪えない鎧であろう——を私有しただけでも笞 37 に処されるなど、さらに厳罰化されたことがわかる。同様に、唐宋では短矛・刀・弓箭の私有が認められていたものの、元では槍・刀・弓箭は1~4つの私有(弓箭は弓一張と弓箭10本で一つ(一副)と数える)で杖77と徒二年、5~9つの私有で杖97と徒三年、そして10以上の私有で死刑(量刑は不明)とここでも厳罰化の傾向が見られ、元が唐宋よりも総じてより厳しい禁武政策を布いていたことがわかる⁴⁾。

他方、唐宋では弩の私有は鎧に次ぐ重罪であったものの、元では槍・刀・弓箭の私有と同罪とされ、量刑が緩和されている。これは唐宋代では弩は主に歩兵の主力兵器として活躍したものの、元代では弓矢を駆使する騎兵が主要な兵種となったため、相対的に軍隊での重要性が低下したためであろう。

この厳罰化の方向は『元史』にある以下の禁令からも確認できる。

諸て^{ママ}・神廟の儀仗、止だ土・木・紙・^{いろざれ}綵を以てこれに代う。真の兵器を用うる者は、禁ず。

[梅原編 2003:280]

この禁令は神廟の祭礼で用いられる武具を紙や木で作った模造品で代用するように命じたものであるが、元の法律書の一つである『通制條格』巻二七には、この禁令制定の背景を伺うことが出来る以下の記述が見られる(以下、「通制條格」の書き下し文は岡本[1976]から引用)。

供神軍器 至元二十一年十一月、中書省、南京等路宣慰司の呈に、「見に欽奉した聖旨に、『遍く各処くどに行して禁断して軍器を拘収する。』とあり、欽依することを除く外、今、訪聞したところ、随処の廟宇には、往往にして諸人が供献した鞭筒・鎗刀・弓箭等の真の軍器、並びに旌旗・鑼鼓・斧鉞・儀仗などがある。儻し^{わる}■⁵⁾い人が就用することがあれば、愚民をして刑憲に枉遭させることを致す。」とある。刑部が議したところ、今後、民間に若し必ず合に使用すべき供神の器物があれば、官を経て抛を給し、土木・紙綵の仮物を以てこれに代え、以て神に事えるの意を寓することを聴す。如し違犯の人があれば、捉拿し断罪する。」とある。都省は擬を准す。[岡本 1976:55]

この記述からは、元では禁令に従い民間の「軍器を拘収」していったが、その過程で各地の廟に人々が奉納した軍器があることが発覚したため、それらを没収して「土木・紙綵の仮物」を用いて祭礼を行うように命じていたこと、すなわち元では奉納品や祭具としての武器すら民間から没収していたことがわかる。同様に次の『元史』にある禁令からも、元代における徹底した禁武政策がうかがえる。

諸て、民間に、鉄尺・鉄骨朶及び含刀の鉄拄杖を蔵せし者有れば、これを禁ず。[梅原編 2003:280]

鉄尺とは「一尺ばかりの鉄棒」[梅原編 2003:280]、骨朶とは「棒の先に葱坊主状の鉄又は木製の頭部をつけたもの」[梅原編 2003:280]である。これらは打撃用の武器であるが、元軍では錘(重りを先端に着けた短柄の武器)などの打撃用の武器も用いられており[林 2015:353~359][国家体委武術研究院編纂

1996:232～235]、これらの武器も軍器と見なされ禁じられたのであろう。舎刀の鉄拄杖とは「いわゆる仕込み杖、帯刀杖」[梅原編 2003:281]であり、護身や暗殺などに用いられる暗器（隠し武器）の一種であるが、戦場で用いるような武器とは言えないだろう。しかしこのような民間の暗器まで禁じられたことから、元代ではあらゆる種類の武器の私有が禁じられていたことがわかる。

さらに『通制條格』卷二七には、以下の記述も見られた。

鉄禾叉 至大四年五月、中書省、河南行省の咨に、「揚州路で、賊人楊夢翔等が行使した器杖を搜したところ、内に両股の鉄禾叉があった。若し禁治しなければ、切に困って別に事端を生ずることを恐れる。」とあり、刑部が議したところ、「鉄禾叉は農家必用の物であり、既に軍器ではないから、以て禁治し難い。」とした。都省は擬を准す。[岡本 1976:52]

鉄禾叉とは「柄を木で、首を鉄でふたまたに製した、禾稈の乾燥に用いる農具」[岡本 1976:52]のことであり、藁などを刺して運ぶ農業用フォークのことである。この鉄禾叉に似た軍器に叉という武器があり[篠田 1992:102]、さらに上述のように鉄禾叉が賊の武器の中にあつたため、その私有が問題視されたのであろう。結局、鉄禾叉は農民にとって欠かせない農具として私有が認められたものの、この記述からは武器に転用可能な民具にすら神経をとがらせていた様子がうかがえる。

また矢ではなく小石や弾を発射する弓の一種である「弾弓」に関する以下の禁令も見られる。

諸て、都城の小民、弾弓を造り及び執る者、杖七十七。その家財の半を没す。在外の郡県は禁限に在らず。[梅原編 2003:280]

弾弓は武器にもなるため、この禁令もまた武器に転用可能な民具に関する禁令と解釈できるかもしれない。しかしこの弾弓の禁令は「都城の小民」、すなわち都市部の一般住民に向けたものであり、「在外の郡県」、すなわち村落部は適応外とされている。さらにその量刑も杖 77 に家財の半分の没収と、上述の私有の禁令と比べて軽い点も気になるところである。

そこで元朝の法律書である『元典章』刑部にある、弾弓禁止を述べた「禁射小弩弾弓」[岩村・田中 1972:670～671]を確認すると、以下の記述が見られた。

江南の城郭は人民が繁盛しているが、本業に務めない遊蕩の人が弩子や弾弓を持挾している。宮殿、廟宇、園林樹林などで、飛ぶ鳥が着地するの見るや射打し、人を傷つけるのを顧みない。

(岩村・田中[1972:74]の校定を元に筆者訳)

この記述からは、この「禁射小弩弾弓」の法令は、当時、人口が密集していた都市部において、周りの危険を顧みずに小弩や弾弓を用いる不届き者たちに、その射撃を禁じたものであつたことがわかる。それゆえ上記の弾弓に関する禁令も、武器の私有禁止のみならず、治安維持も念頭に置いたものであつたと解釈しうるだろう⁶⁾

このように元朝では徹底した禁武政策を布いていたが、『元史』にある以下の法令は、その基本方針をよく示すものである⁷⁾。

諸て、打捕及び捕盗の巡馬弓手・巡塩弓手、弓箭を執るを許す。餘は悉くこれを禁ず。

諸て、漢人、兵器を持つ者は、これを禁ず。漢人の軍と為る者は、禁ぜず。

諸て、軍器を売る者、応に執把すべきの人に売与する者は、禁ぜず。〔梅原編 2003:280〕

この法令の中で着目すべきは「漢人、兵器を持つ者は、これを禁ず」の文言であろう。この文言からは、この元朝の禁武政策が彼らにとっての異民族である漢族を念頭に置いたものであったことが確認できる。

またこれらの法令には、「狩猟に従事する特殊戸計」〔梅原編 2003:280〕である打捕と「民戸に対する力役の一つ。主に県尉や巡檢の配下で犯人捕縛や警邏活動にあたった」〔梅原編 2003:37〕弓手における弓箭の所持、そして漢族軍人における武器の所持を許可し、またそれらの「応に執把すべきの人」への武器売却を認めるとある。しかし獵師や治安要員、軍人が武器を持ち、また彼らに武器を売却することはある意味当然のことであり、それをわざわざ明記しているのは少々奇妙である。

そこで『通制條格』卷二七を確認すると、次の記述が見られた。

至元十四年三月初一日、中書省が奏するには、「南省の官人毎が文書を^{とぶ}与けてきた。『蛮子の田地に^{おもむ}做去く官人毎は、田地は遠いし、民戸も新たに入ってきており、軍器を^も把っていないと、沿路上で賊^なを^う做す歹人毎が^{でか}撞たないことがない。』と那般に^{でか}いってきた。臣等が議したところ、去ける官人毎には、^な斟量して軍器を把って行かせれば^う怎生か。」とあり、奉じた聖旨に、「那般にせよ。」とある。此を^な欽む。〔岡本 1976:40〕

この記述からは、建国間もない頃の元では「南省の官人」——南方すなわち元南宋の漢族官僚のことであろう——は、身を危険にさらす公務ですら軍器の携帯を認められていなかったこと、しかし後に軍器の所持が認められたことがわかる。その他、『通制條格』卷二七には「補盜の官兵」〔岡本 1976:44〕や漢族軍人〔岡本 1976:46〕に一定の武装を許可するよう求める記述が散見され、開国当初は軍務や治安維持の公務につく漢族でさえ武器所持が禁じられていたという、徹底的な禁武政策が採用されていたことが確認できた。もっともそのような過度の禁武政策には無理が生じたのであろう、結局は上記で見た禁令のように、漢族であっても、武装が不可欠な職業人や軍人に限って武器所持を認めるようになった。

以上、これらの法令からは元の禁武政策は民間人、特に漢民族に対する徹底した武装解除を目指すものであったと言えるだろう。

4. 明清の禁武政策——冷兵器の解禁と商品化

しかし明代に入ると、禁武政策が大きく方向転換していった。表3は明の五刑とその量刑を表にし、そこに後述する禁令の量刑を書き込んだものである。

明代の基本法典である『大明律』には武器私有に関する以下の禁令が見られた⁸⁾。

私蔵^{おもむ}応禁軍器

凡そ民間^{わたくし}私に人馬甲・傍牌・火筒・火炮・旗纛・号帶之類、禁ず^べ応き軍器を有する者は一件杖八十、一件毎に一等を加える。私造する者は私有の罪一等を加える。各罪、杖一百流三千里に止る。全

成に非^{あら}ざるものは並に論ず^{なか}る勿^なれ、許して官に納め^し令む。其の弓箭・槍刀・弩及び魚叉・禾叉、禁の

限^{かぎり}に在ら^ず不。⁹⁾

『大明律例諺解』卷十七・廿六項、『大明律直解』323～324 項、

[薛、懷・李 1998: 430]

答刑	10 回	20 回	30 回	40 回	50 回 【横流し軍器の購入（民間人）】 【将帥による軍器の未返却十日（答 60 回）】
杖刑	60 回	70 回	80 回 【人馬甲・傍牌・火筒・火砲・旗纛・号帯一件】 【軍器の棄毀一件】	90 回	100 回 【軍器未返却の最大量刑】
徒刑	一年/杖 60 回	一年半/杖 70 回	二年/杖 80 回	二年半/杖 90 回	三年/杖 100 回
流刑	二千里/杖 100 回	二千五百里/杖 100 回	三千里/杖 100 回 【私有・私造の最大量刑】	【軍器横流し】 （杖 100 回/辺縁での充軍・軍官は免職）	
死刑	絞	斬 【将帥による軍器の棄毀二十件以上】			

表 3 明清代の五刑とその量刑

梅原編[2003:324-331]を元に筆者作成

この禁令では、人馬甲（人間用・馬用の鎧）が「禁^べず応^べき軍器」となっており、明代でもこれまで同様、鎧の私有が禁じられていたことがわかる。また唐宋代同様、旗纛・号帯（旗・幟）の私有も禁じられていた。私有していた軍器が私造されたものだった場合、私有の量刑に一等加わるのも唐宋代と同じである。ただし量刑は幾分軽減される傾向が見られる。たとえばこれまで私有の罪の最高刑は死刑であったが、明では「流三千里に止る」と流刑までとなった。同様にこれまで未完成品であっても、唐宋では甲と弩、元では甲を私有すれば罰せられたが、明では「許して官に納め令む」、すなわち官に提出すれば無罪となっ

た。

明代で変化が見られたのは、傍牌（手持ちの盾）や火筒・火砲（鉄砲・大砲）が初めて禁令の対象となった点である。明代は火器が戦場の主力兵器として登場した時代であり、この最新兵器の私有は厳禁とされたようである。またそもそも以下の奥山の解説にもあるように、火器の生産と管理には細心の注意が払われており、民間への流出はほぼ不可能だったと思われる。

永楽年間の安南征討を機に、中国に火器が導入されたといわれているが、明朝政府は火器が地方に拡散することを恐れ、火器の製造・管理を厳重な統制下においた。……（省略）……火器製造の監督や配備された火器の管理に当たったのは、内臣特に兵仗局であり、原則として地方の軍には火器の製造を許さず、是非とも必要な場合には、総兵官や巡撫が打ち合せたうえで、数量を明示して申請させたのである。[奥山 2003:331～332]

さらに重要な変化は、明代では冷兵器（火薬を使用しない武器の総称）の私有が全面的に解禁となった点である。たとえば唐・宋では長柄の鎗（矛・稍）や弩が、元では鎗・弓箭の私有が禁じられていたが、明では槍・刀・弩・弓箭の私有が解禁となった。そして明代では初めて魚叉・禾叉（漁用のモリと農業用フォーク）の私有が法令の上でも認められたが、これは元代で物議を呼んだ、武器に転用可能な民具の私有も完全に合法化されたということであろう。

このように明代では火器や防具を除いた、ほぼすべての武器が解禁となったが、『大明律例診解』巻十七の解説に「其弓箭鎗刀弩或は魚叉禾叉の類民間の不虞に備て蔵め有るべき所の具也」（廿八項）とあるように、これらの武器は民間での自衛活動に用いられたと思われる。

明律における武器私有に関する禁令は以上であるが、明律には他にも武器に関する以下の禁令が見られた。

私売軍器

凡そ軍人、関給の衣甲・鎗刀・旗幟一応の軍器、私下に貨売する者は杖一百、辺遠に発し軍に充つ。

軍官で売る者の罪同じ、職を罷て軍に充つ。買う者は笞四十。禁ずべきものは私有を以て論ず。軍器、

価錢並に官に入る。軍官、軍人で買う者の論ずる勿れ¹⁰⁾

『大明律例診解』巻十七・廿一～廿二項、『大明律直解』321～322項、
[薛、懷・李 1998: 428～429]

この条文からは、関給（官給）された軍器の売却には軍器とその売却代金を官に没収された上で杖 100 かつ辺境での従軍が科され、軍官の場合は免職にもなったことがわかる。そして購買者も笞 40 が科され、さらに購入したのが私有を禁じられた軍器であった場合には、購入者は私有の罪にも問われた。

この禁令は軍に支給された軍器の私的な売却、すなわち「横流し」を禁じたものであるが、このような禁令がわざわざ制定されていたということは、当時、軍器の横流しが珍しくなかった、ということであろう。

加えて、これら横流し品を売買する、民間の武器市場も成立していた可能性も考えられる。例えばこの禁令では「軍官、軍人で買う者の論ずる^{なか}勿れ」、すなわち軍官・軍人が軍器を購入しても罪に問われない、とされており、『大明律例診解』卷十七の解説にも「軍官軍人買て守戦の用に備る者は罪に坐することなし」（廿三項）とある。これは裏返せば、軍関係者が比較的容易に軍器を購入できるような、民間市場の存在を示唆していると言えるだろう。

同様に明律にある以下の「毀棄軍器」からも、民間における武器市場の存在をうかがうことができる。

毀棄軍器

凡そ将帥、関撥する^{すべて}一応の軍器を征守が事^お訖わりても停留させ、官に回納して^{かえ}還さ^ざざる者は十日答六十、十日毎に一等を加う、罪杖一百に止る。若し^{すなわ}輒ち棄毀する者一件杖八十、一件毎に一等を加う。二十件以上は斬。遺失及び誤毀する者は各三等を減ず。軍人は各又一等を減ず。並に数を驗め追賠す。其の曾て戦陣を経て^{しかして}而^ず損失有る者は坐せ^ず不賠せ^ず不。¹¹⁾

『大明律例診解』卷十七・廿三～廿六項、『大明律直解』322～323項、
[薛、懷・李 1998: 429～430]

この禁令からは、将帥は支給されたすべての軍器を任務終了後に速やかに官に返さねばならず、もし意図的に紛失・破棄した場合には一件ごとに杖80が科され、それが20件に及べば死刑となったことがわかる。また「軍人各又一等を減ず」とあり、軍人、すなわち一般兵の場合は将帥よりも量刑が軽くなるとされている。なお返却されなかった軍器は賠償の対象となったが、戦闘で軍器が壊れた場合は罪に問われず、賠償も請求されなかったことがわかる。

この禁令は一見、支給された軍器の返還を徹底させ、それらの意図的な紛失・破棄を防止するために制定されたように見える。しかしその主語が「将帥」である点を考えると、当時、幹部クラスの軍官が支給された軍器を紛失・破棄したと偽り、それらを大量に「横流し」する事例が頻発したために、この禁令が制定されたとも考えられる。もしそうであるならば、それらの大量の横流し品を買い取り、流通させる市場も民間に存在していたと言えるだろう¹²⁾。

こうして明代では冷兵器が民間に解禁となり、さらにそれらを扱う武器市場も成立していた様子がうかがえる。そして続く清代は明律を踏襲して清律を制定しており、東亜同文会編『大清律』及び『大清律例』[張・劉・金ら点校 1993]を確認すると、上記で検討したものとほぼ同じ内容の法令が確認できた¹³⁾。それゆえ清代ではその禁武政策もおおむね明代から引き継いだものであり、明清代を通じて、冷兵器の私有が合法化され、それらを扱う市場が成立する条件も整っていた、と言えるだろう。

5. 考察と今後の課題

以上、各時代における武器私有の法的環境が明らかになった。最後に、これらの禁令から浮かび上がる各時代の禁武政策を他の研究の知見を援用しつつ整理した上で、中国武術の武術性研究のための今後の課題を述べて本論を締めくくろう。

唐宋代の禁武政策には、以下の特長が指摘できるだろう。第一に、唐宋代の禁武政策は民間から反乱のための軍事力を奪うものであった。たとえば楊[1985]は弩と甲が厳しく禁じられた理由について、以下のよう述べている。

秦漢以来、軍隊中の主要な装備は進攻性武器中の強弩と防護装備中の鉄鎧であった。それゆえ歴代の封建統治者はいずれも法律の形式をもって、一般人民が弩鎧を私蓄してはならぬことを規定し、否めば厳しい刑罰をもって処せられ……（省略）……、これらの規定は非常に厳格なものであり、封建統治者は人民が鎧弩などの武器を持つことを禁止し、人民が造反するのを防げさえすればよいと考えていた。[楊 1985:84]

この指摘にもあるように、唐朝——そしてその律を継承した宋朝——の禁武政策の主旨は、弩や鎧に代表される軍用武具を民間から奪うことで、「造反」を未然に防ぐ点にあったと言えるだろう。

第二に、一方でその禁武政策は民間人に限定的な武装を認めるものでもあった。例えば唐律では民用武具の私有が認められており、明代同様、それを入手しうる市場もまた存在していた様子がうかがえる。例えば唐代中・後期以降の小説に登場する武器を整理した穴沢[1999]は、私有が禁じられた武器を重兵器、それ以外を軽兵器として分類した上で、「弓、箭、刀、楯、短矛などは法的には兵器の範疇には入れない方針であり、これらの軽兵器は行軍に必要な生活必需品とともに軍団の兵士が「自備」することを命じられ、民間における広範な流通を前提にしていた」[穴沢 1999:107]と指摘している。また篠田[1992]も、宋代では刀（曲刀）が「宋の法律で民間で所持が禁止された武器ではなかったので、民間においても広く使われ」[篠田 1992:42]ていたと指摘している。このように民用武具の私有や流通を認めていた点からは、唐代、そしてそれに続く宋代における禁武政策は限定的なものであったと言えるだろう。

第三に、その禁武政策は、重兵器の国家管理と軽兵器の民間私有を組み合わせることにより、民間人に自衛のための適度な自衛力を保持させるものであった。穴沢[1999]によれば、唐中・後期の小説の中では、「弓矢、刀、斧などの比較的軽装備の武器、「白梃」、つまり白く太い杖など簡単な加工で得られる武器、さらには銅器、農具のような生活用品の類」[穴沢 1999:105]、すなわち軽兵器や日常品を用いた村民による日常的な自衛活動の場面が描かれていたという。一方、「唐王朝が過重な収奪を行った結果、各地で流賊が発生するなど在地の把握能力を低下させた時期」[穴沢 1999:106]では「「兵器」、「器械」、「鎧仗」のような本格的な武器」[穴沢 1999:105]、すなわち重兵器を用いた自衛の様子が描かれていたものの、これら重兵器は村民の私有物ではなく、村の有力者を通じて国家から村民に貸与されたものであったという。そして穴沢はこのような村落自衛のあり方から、以下のような府兵制（唐代の徴兵制）のもとでの自衛システムの存在を指摘している。

弓矢、刀を中心とした在地防衛の原理と、それを府兵として吸収、国家防衛の任務を負わせ、当番終了時には彼らを郷村に帰し、非常時のみ重兵器を貸与するという国家の「庫」—重兵器の管理システムとがタイアップし、府兵制の下に治安維持の人的還流を形成していた。[穴沢 1999:107]

この穴沢の研究を踏まえれば、唐宋代の禁武政策は、平時には民用武具による自衛活動を認め、動乱期には国家管理の軍用武具を貸与することで一時的にその自衛力を強化させるという柔軟性を兼ね備えていたと言えるだろう。

これらの特長から、唐宋代では重兵器の私有を厳禁としつつ軽兵器の私有を容認することで、民衆から

反乱に繋がる軍事力を奪う一方、民衆に自衛のための適度な自衛力を保持させるという、限定的で柔軟な禁武政策が実施されていたことがわかる。

一方、元朝は開国当初、潜在的な反乱リスクの高い漢族から、あらゆる武器を奪う徹底した禁武政策を実施しようと試みた。しかし後に支障が生じたために、軍人や警察などの漢族に限り武装を認めるようになった。こうして元朝では漢族に対する完全な武装解除には至らなかったものの、民間におけるあらゆる武具の私有を禁じるという、徹底した禁武政策が実施された。

しかし明代に入ると、火器と防具の私有は禁じられたものの、冷兵器の私有を認めるという、限定的な禁武政策が再び施行されることとなった。この背景として篠田[1992]は明代以降の火器の発展により「戦場における冷兵器の地位が低下したこともあって、冷兵器についてはしだいに禁制がゆるる」[篠田 1992:104]んだことを指摘している。さらにこの弛緩により民間武術において「過去の王朝では民間での所持が禁止されていたような長兵器が使われるようにな」[篠田 1992:104]（「長兵器」は槍や大刀などの長柄の武器のこと）ったことも指摘している。加えて、軍幹部の横流しや困窮兵士の武器売却の事例からは、民間において武器市場が生み出された様子が見えかけた。これらの冷兵器の合法化と武器市場の成立により、明清時代では民間人が多様な冷兵器を私有し、その技術を自由に研鑽する環境が整った。そしてこの法的・歴史的環境こそが、明清時代に民間において伝統武術の門派が誕生・発展する基盤となった、と言えるだろう。

以上、本論では武器に関する禁令から、中国武術の成立基盤の一つを明らかにした。今後は以下の残された課題を解決することで、この基盤の上に発展していくこととなる、中国武術の武術性の諸側面について明らかにしていきたい。

第一に、武器の生産・管理に関する研究である。たとえば宋の軍器監や清の武備寺など、各王朝における武器の生産・管理を担った部署の制度史から、「規格化された工業製品」としての武器、そしてそれが生み出す武術性について明らかにしていきたい。さらに本論では軍需品としての武器にのみ着目したが、たとえば浙江省の龍泉のように、剣の生産地として名高い地域も存在しており、今後はこれら民間における武具製造に関する研究にも着手していきたい。また篠田 [1992] は宋代以降、特に元代以降に数多くの暗器が誕生した背景を次のように指摘している。

元において禁止された武器の種類は歴代の王朝のなかでも最も多く（ただし宋において武器の種類は非常に増えていますが）、これがまた新しい種類の武器の開発や、工具、農具の武器への転用をうながしました。新しい武器については禁止する法律がなく取り締まりの対象外ですし、工具や農具から転用された武器についてはカムフラージュの効果があって武器には見えないため取り締まれないのです。[篠田 1992:244～245]

この指摘を踏まえるならば、本論で見た「含刀の鉄拄杖」や「鉄禾叉」に関する法令は、このような「脱法武器」や「転用武器」を念頭に置いたものだったとも解釈できる。加えてこの指摘は民間での武器の発明を考える上で示唆的であり、今後は「禁武政策と民間における武器発明」もテーマの一つとしたい。

第二に、軍事史の成果を取り入れた研究である。中国武術史ではしばしば軍隊と民間における武術の差異や交流について言及されてきたが[笠尾 2019] [国家体委武術研究院編纂 1996] [林 2015]、それを担った軍人と武術家の差異や交流についての研究は希少である。それゆえ今後は宋朝以降の徴兵制・徴募制に関する軍制史や兵卒たちの地位・待遇に関する研究[奥山 2003] [小岩井 1998]、除隊・退役後の生活及び軍民間の人の移動に関する研究[齋藤 2014]などの成果を取り込むことで、軍隊や軍人の視点から、武器と武術家の社会的・文化的位置づけ、そして軍隊と民間の武術における武術性についても考察を進めていきたい。

第三に、禁武政策及び武器市場の実体解明である。たとえば穴沢は唐朝では「安史の乱以後、武器所持禁止令が頻繁に発令されており、重兵器が社会の広範囲に広がっていることを物語る」[穴沢 1999:108]のみならず、「戦乱は戦場に遺棄された武器の直接獲得を一般農民に可能にさせたと思われる」[穴沢 1999:108]と指摘しつつ、「武器の民間流出」[穴沢 1999:108]について言及している。また奥山によれば、明代では兵卒の給与が滞ることが状態化しており、「十分な給与を受けられない軍士は装備を質入れや売却せざるを得なかった」[奥山 2003:291]という。同様に谷井は清朝においても「困窮した旗人は、武器を質に入れたり」[谷井 2015:426]していたという。今後はこれら武器の民間流出や武器売却の具体的な事例を収集することで、禁武政策及び武器市場の実情を描いていきたい。

以上の残された課題を通じて、今後も武器という視点から中国武術及びその武術性について研究を進めていきたい。

謝辞

この研究は2015～2019年度・科研費研究課題「近・現代東アジア武術の技法と思想の変容に関する国際比較：武術原理論の視点から」（基盤研究（B）、JSPS 科研費 15H03067）の助成を受けた。

注

- 1) 以下の書き下し文は律令研究会[1987]から引用したが、適宜、片仮名を平仮名に、難読の旧字体を新字体に改め、また分類のために付された番号や略称なども省略した。なお書き下し文の解釈には律令研究会[1987:48～50]の解説も参考にした。また以下の引用で二文字の字下げ部分が律、三文字の字下げ部分が律に解説などを加えている疏や註、問答である。
- 2) なおこの闕遺に関する法令に対しては、別に疏も加えられているものの、官給品の窃盗や紛失に関する律とも関連するため、詳細は律令研究会[1987:47～50]を参照のこと。
- 3) 以下、『元史』からの書き下し文は梅原編[2003]からの引用であるが、書き下し文に付された分類番号などは適宜削除した。また梅原編[2003]では冒頭の「はじめに一解題にかえて（下）」と、本文である譯註の部分で別々に項数が振られているが、引用に記した項数は譯註の部分のものである。
- 4) この禁令では私造への言及はないものの、『元史』には以下の禁令が見られる。

諸て、郡県の達魯花赤、及び諸の投下、擅に軍器を造る者は、これを禁ず。[梅原編 2003:279]

しかしこの禁令の主語は「郡県の達魯花赤、及び諸の投下」、すなわち地方行政の長である達魯花赤とその配下であり、民間人の私造を禁じたものではない。またこの禁令の成立過程をうかがわせるのが、『通制條格』卷二七にある以下の記述である。

擅造兵器 元貞元年正月、中書省、刑部の呈に、「賀安等の告に、『東平路達魯花赤咬童は、至元二十四年七月内に、各司県の達魯花赤や局官に勒令して、胖襖・皮甲・鑊刀・箭隻を造って納めさせた』とあるが、詔赦已前の事理に縁係るので、擬って合に革撥すべきである。今後、司県の達魯花赤は、如し各投下が、似此に軍器・胖襖等の物を成造することがあれば、隨即に本の衙門に牒報し、上司に申覆する。擅りに自ら成造してはいけない。」とある。都省は呈を准す。[岡本 1976:49]

この記述に、以前は大行政区（路）の長官がその管轄内の県の長や役人に命じて武具を製造、納入させていたものの、以後は地方での武器製造を禁止したとあることから、やはりこの禁令も民間ではなく地方政府に向けたものと見ていいだろう。

それゆえ元では唐宋・明清で見られた私造の罪は確認できないが、そもそも元では私有の罪が厳罰化されているため、敢えて私造の罪を定めなかったように思われる。

- 5) 左側が下が突き出た「角」に、右側が上段に「日」、下段に上に一がついた「寸」の漢字一文字である。
- 6) 同様に、武術に対する禁令も治安や風紀の観点からも検討すべきであろう。中国武術の通史によれば、元朝は「漢民族の反乱を防ぐため」[林 2015:362]武器私有のみならず民間での武術練習も禁じたとされている[国家体委武術研究院編纂 1997:218~219][林:362~366]。確かに『元史』には「諸て、本を棄て末を逐い、角觥の戯を習用し、攻刺の術を学ぶ者、師・弟子並びに杖七十七」[梅原編 2003:293]とする禁令があり、角觥（中国式相撲）や攻刺の術（武器術？）の学習が禁じられていたことが確認できる。

しかしこの禁令の前後に置かれた法令が「詞話」「禽蛇・傀儡」「詞曲」[梅原編 2003:293]といった芸事や大道芸を禁じるものであり、「角觥」「攻刺」もそれらに類するものであった可能性もある。さらにこの禁令に「本を棄て末を逐い」とあり、他の禁令にも「民間の子弟、生業に務めず」[梅原編 2003:293]という文言が見られることから、これらの禁令は風紀の乱れや遊侠の類いの取り締まりを主旨としていたようにも思える。また梅原編[2003:293]の解説にも「以下四条は民間の娯楽と関係する条文。風俗や政治批判に一定の枠をはめようとする意図が窺える。」[梅原編 2003:293]と、これらが民間の娯楽に関する禁令だったと指摘している。

同様に『元典章』刑部にも「禁治習学槍棒」と題する条文があり、その中で「奸民」が本業を行わずに師弟関係を結び、「相撲」を習い「槍棒」を弄んでいることを「風俗恣悍、狂妄之端」として非難している記述が確認できる[岩村・田中 1972:667]。

それゆえ元代における民間武術の禁止は、弾弓の禁止同様、風紀の肅清や治安維持を意図したようにも解釈できるが、それを立証する十分な資料をまだ得られていないため、本論ではその可能性のみ指摘し、詳細は別稿にて論じることとする。

- 7) 梅原編[2003:280]では以下のそれぞれの条文の書き下し文の間に解説が含まれているが、本論では条文のみ引用した。
- 8) 以下の明律の書き下し文については江戸時代の明律解説書である『大明律例諺解』、李氏朝鮮の明律解説書『大明律直解』、そして唐律・明律を比較した清代の研究書である薛允升著『唐明律合編』（懷效鋒・李鳴点校）をもとに、句読点や振り仮名、送り仮名、改行・空欄を補い、適宜、片仮名は平仮名に、旧字体は新字体に改めて筆者が書き下した。なお上記の書籍からの引用のさいにも、片仮名は平仮名に、旧字体は新字体に適宜改め、訓点があれば訓読して引用した。
- 9) 『大明律例諺解』卷十七（廿六～廿七項）の解説によれば、人馬甲は人間用及び馬用の鎧、傍牌は手持ちの盾、火筒は焙烙玉や火矢、火炮は石火矢や鉄砲、旗纛は旗、号帯は旗に着ける五色の布のことであり、魚叉は魚を採るモリのことであり、禾叉は禾が稲などの穀物を意味するため農業用フォークを意味していると思われる。
- 10) 『大明律例諺解』の解説には、「関給は官司よりわたしたると云意也」（卷十七、廿二項）とあるので、関給は「官給」と解釈した。また「一応」とは「そうじてと云意也」（卷十七、廿二項）とあるので、ここでは「すべて」と振り仮名を振った。さらに「軍器価銭並びに官に入る」の解説には「売て得る所の価銭も追ひ取て官に入る故に並に官に入ると云意也」（卷十七、廿二～廿三項）とあるので、本論ではこ

の一文を「軍器とその売却代金は官が没収する」と解釈した。

- 11) 『大明律例診解』卷十七の解説によれば、征守とは「出て征伐し或は駐^{とどまり}て守禦する也」(廿四項)

とあり出征及び守備のこと、そして「征守が事訖わりても…」は「征守の事已に畢るときは」(廿四項)

とあることから、本論ではこの箇所を「出征及び守備がすでに終了しても」と解釈した。また「輒ち自ら棄毀して」(廿五項)との解説もあり、ここでいう「棄毀」が意図的な遺失や破壊を指すことがわかる。

- 12) 『唐律疏議』を確認すると、「停留請受軍器」という官給品の軍器を返還しない者に対して杖刑や徒刑を科す律や、「棄毀官私器物」という官の物の破棄や紛失に関する律があった(ただしこれらの律には主語がなく、将帥・兵卒の区別も言及されていない)[岳 2013:441~442]。この律からは唐代でも紛失・破棄を偽った軍器の横流しが頻発し、武器の市場も存在していた様子が見えが、詳細は別稿にて検討したい。
- 13) 『大清例律』を確認すると、少数民族や台湾住民、火薬、大砲、藤牌(藤の蔓で作った楯)に関するいくつかの「条例」が加わっており、時代にあわせて武器関係の法令には適宜、細則が加えられていたことがわかるが[張・劉・金 1993:312~315]、それらの詳細もまた別稿にて検討したい。

文献

【日本語(翻訳含む)】

穴沢彰子、1999、「唐宋変革期における社会的結合に関する一試論—自衛と賑恤の「場」を手掛かりとして—」中国社会科学学会編『中国：社会と文化』第14号、pp. 98~120

麻生伸一、2007、「琉球における薩摩藩の武具統制令について」『沖縄文化』編集所編『沖縄文化』第41巻2号、pp. 43~68

ビットマン・ハイコ、2014、「空手道史と禁武政策についての一考察—琉球王国尚真王期と薩摩藩の支配下を中心に—」『金沢大学留学生センター紀要』第17号、pp. 1~22

———、2018、「琉球王国時代における禁武政策と空手通史」『沖縄文化』編集所編『沖縄文化』51巻第2号、pp. 94~124

ボ-・チョン 伯仲 編著、2011、『図説 中国の伝統武器』(中川友訳)、マール社

林巳奈夫、1972、『中國殷周時代の武器』、京都大学人文科学研究所

池本淳一、2019.9~、「中国伝統武器の手触り」『月刊 秘伝』、毎号全2項、BAB ジャパン

岩村忍・田中讓二校定、1972、『校定本 元典章 刑部 第二冊』、京都大学人文科学研究所・元典章研究班

笠尾恭二、2019、『増訂 中国武術史大観』、国書刊行会

小岩井弘光、1998、『宋代兵制史の研究』、汲古書院

林伯原、2015、『中国武術史—先史時代から十九世紀中期まで—』、技藝社

律令研究会編、1979、『譯註日本律令 五 唐律疏議譯註篇一』、東京堂出版

———、1987、『譯註日本律令 七 唐律疏議譯註篇三』、東京堂出版

松田隆智、1983、『中国拳法 形意拳入門』、日東書院

岡本敬二、1976、『通制條格の研究譯註 第三冊』、国書刊行会

奥山憲夫、2003、『明代軍政史研究』、汲古書院

齋藤忠和、2014、『宋代募兵制の研究』、勉誠出版
篠田耕一、1992、『武器と防具 中国編』、新紀元社
谷井陽子、2015、『八旗制度の研究』、京都大学学術出版会
梅原郁編、2003、『訳注 中国近世刑法志 下』、創文社
楊泓、1985、『中国古兵器論叢』(網干善教監訳、来村多加史翻訳)、関西大学出版部

【学習研究社・シリーズ誌】

1999a、『グラフィック戦史シリーズ 戦略戦術兵器事典①【中国古代編】』、学習研究社
1999b、『グラフィック戦史シリーズ 戦略戦術兵器事典⑦【中国中世・近代編】』、学習研究社
2006、『歴史群像シリーズ特別編集 【決定版】図説・中国武器集成』、学習研究社

【国立国会図書館デジタルコレクション】

榎原玄輔、『大明律例諺解』(卷十六、十七)(全30巻、目録1巻)
中樞院調査課編、1931、『校訂 大明律直解』、朝鮮総督府中樞院
東亞同文会編、1904、『大清律』、東亞同文会

【中国語】

国家体委武術研究院編纂、1996、『中国武術史』、人民体育出版社
蒋豊維、2007、『中国兵器事典』、積木文化出版
金侗生、2016、『練打暗器秘訣』、大展出版社
裴錫榮・韓明華・江松友編、1999、『中華古今兵械図考』、人民体育出版社
張伯夷、1996、『中国兵器大全：兵器内涵的探索』、逸文出版・文笙総経銷
周緯、2015(2018年重版)、『中国兵器史』(2版)、中国友誼出版公司

【中国語古典】

岳純之点校、2013(2018年重版)、『唐律疏議』、上海古籍出版
(宋)竇儀等詳定、岳純之校證、2015、『宋刑統校證』、北京大学出版社
『歴代官職表(一)～(四)』(1969年出版)、中文出版社
(清)薛允升著、懷效鋒・李鳴点校、1998、『唐明律合編』、法律出版社
上海大学法学院・上海市政法管理幹部学院・張榮錚・劉勇強・金懋初点校、1993、『大清律例』、天津古籍出版社